

令和3年1月22日

各団体の長 殿

愛知労働局雇用環境・均等部指導課

配偶者手当の在り方について

平素より、労働行政の運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、深く感謝いたします。

さて、配偶者の収入要件がある「配偶者手当」については、税制、社会保障制度とともに、女性パートタイム労働者の「就業調整」の要因となっていると指摘されているところです。こうした中、女性活躍加速のための重点方針 2020（令和2年7月1日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）において、「民間企業における配偶者手当については、平成30年1月に改訂されたモデル就業規則も活用しながら「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」について引き続き広く周知を図り、労使に対しその在り方の検討を促していく」とされるとともに、経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和2年7月17日閣議決定）において、「就業調整の解消や女性に集中する子育ての負担の軽減に取り組む」とされております。

今般、社会保障制度について、配偶者手当の在り方の検討に関連する制度改正が行われたので、当該制度改正の内容を踏まえ、「「配偶者手当」の在り方について」を改訂し、別添リーフレットを作成しました。

つきましては、これらの趣旨をご理解いただき、別添リーフレットの配付、広報誌への掲載等により周知していただくとともに、労使に対する配偶者手当の在り方のご検討についてご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、リーフレット等は、以下に掲載しておりますので、併せてご活用ください。

【本省HP】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/haigusha.html>

(担当) 愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課 TEL:052-857-0312 加藤、小島
